

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿革（略） <u>平成22年9月27日 一部改正</u></p> <p>第1条（略）</p> <p>（てん補危険）</p> <p>第2条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>第1号 ～ 第5号（略）</p> <p>六 被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定（ただし、法第52条第2項第2号に掲げるものを除き、被保険者の責めに帰することができないものであって、<u>投資先国等及び事業地国等の政府等による政策変更の結果として損失が発生した場合について別に特約を付した場合に限る。</u>）</p> <p>2 <u>日本貿易保険は、前項第2号から第4号まで又は第6号に</u>掲げる事由により受ける損失のうち同項第2号イ、<u>ニ又は第6号の事由が被保険投資の相手方の事業の一部に生じたこと</u>により受けるものについては、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>（てん補責任額）</p> <p>第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失にあっては当該事由に係る株式等（以下「非常事故株式等」という。）について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価</p>	<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00005 沿革（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（てん補危険）</p> <p>第2条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>第1号 ～ 第5号（略）</p> <p>六 被保険投資の相手方についての破産手続開始の決定（法第52条第2項第2号に掲げるものを除き、被保険者の責めに帰することができないものに限る。）</p> <p>2 日本貿易保険は、前項第2号から第4号までに掲げる事由により受ける損失のうち同項第2号イ、<u>又はニの事由が被保険投資の相手方の事業の一部に生じたこと</u>により受けるものについては、別に特約を付した場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>（てん補責任額）</p> <p>第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失にあっては当該事由に係る株式等（以下「非常事故株式等」という。）について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価</p>	

した額と当該非常事故株式等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第 27 条第 1 項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「非常事故配当金請求権」という。）について、前条第 1 項第 1 号の事由又は同項第 2 号、第 3 号若しくは第 4 号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に 100 分の 95 を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。

- 一 非常事故株式等又は非常事故配当金請求権についてそれぞれ当該事由の発生直後に評価した額
- 二 当該事由の発生により取得した金額（以下「取得金」という。）又は取得し得べき金額（以下「取得可能金」という。）
- 三 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

2 前条第 1 項第 5 号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等の喪失により取得した金額に係る損失にあっては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により 2 月以上の期間本邦に送金することができなかった金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。）と当該株式等

した額と当該非常事故株式等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第 27 条第 1 項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「非常事故配当金請求権」という。）について、前条第 1 項第 1 号の事由又は同項第 2 号、第 3 号若しくは第 4 号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に 100 分の 95 を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。

- 一 非常事故株式等又は非常事故配当金請求権についてそれぞれ当該事由の発生直後に評価した額
- 二 当該事由の発生により取得した金額（以下「取得金」という。）又は取得し得べき金額（以下「取得可能金」という。）
- 三 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

2 別に被保険者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務諸表等」という。）において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と被保険投資の相手方の財務諸表等における当該被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）との差額（以下「プレミアム相当額」という。）に係る特約を付した場合には、前項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額（特約で定めるプレミアム相当額を除く。）」と、「残額」は「残額に特約で定めるプレミアム相当額にかかる取得のための対価の額から当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額を控除した残額を加えた額」と、それぞれ読み替えて適用する。

3 前条第 1 項第 5 号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等の喪失により取得した金額に係る損失にあっては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により 2 月以上の期間本邦に送金することができなかった金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。）と当該株式等

の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、株式等に対する配当金に係る損失にあっては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額
- 二 当該送金不能額をもって支出した金額
- 三 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

3 前条第1項第6号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失にあっては当該事由に係る株式等（以下「信用事故株式等」という。）の取得のための対価の額から、配当金請求権に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「信用事故配当金請求権」という。）に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。

- 一 当該事由の発生による取得金又は取得可能金
- 二 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

4 別に被保険者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務諸表等」という。）において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と被保険投資の相手方の財務諸表等における当該被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）との差額（以下「プレミアム相当額」という。）に係る特約を付した場合には、第1項又は前項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額（特約で定めるプレミアム相当額を除く。）」と、「残額」は「残額の特約で定めるプレミアム相当額にかかる取得のための対価の額から当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額を控除した残額を加えた額」と、それぞれ読み替えて適用する。

第4条 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の

の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、株式等に対する配当金に係る損失にあっては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。

- 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額
- 二 当該送金不能額をもって支出した金額
- 三 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

4 前条第1項第6号の事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失にあっては当該事由に係る株式等（以下「信用事故株式等」という。）の取得のための対価の額から、配当金請求権に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「信用事故配当金請求権」という。）に基づき取得し得べき配当金の額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に、100分の40を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。

- 一 当該事由の発生による取得金又は取得可能金
- 二 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

第4条 前条第1項の非常事故株式等について第2条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の

発生の直前に評価した額は、直近の事業年度の当該被保険投資の相手方の財務諸表等における被保険投資の相手方評価額とする。

- 2 前条第1項の非常事故配当金請求権又は第4項の信用事故配当請求権について評価した額は、被保険投資の相手方の取締役会等において配当として支払が決定され法的に支払義務が確定した金額とする。
- 3 第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由の発生による取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金（金銭債権で取得したものを除く。）の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、又はその日の前日までに第7条の規定により取得金を金銭で取得したものとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。

第5条 （略）

第6条 日本貿易保険は、第3条第1項、第4項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、第4項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号、第4項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号、第4項第1号、前条第1項第2号又は第2項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、第4項及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。

第1号 ～ 第6号 （略）

第7条 ～ 第9条 （略）

発生の直前に評価した額は、直近の事業年度の当該被保険投資の相手方の財務諸表等における被保険投資の相手方評価額とする。

- 2 前条第1項の非常事故配当金請求権について評価した額は、被保険投資の相手方の取締役会等において配当として支払が決定され法的に支払義務が確定した金額とする。
- 3 第2条第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由の発生による取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金（金銭債権で取得したものを除く。）の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、又はその日の前日までに第7条の規定により取得金を金銭で取得したものとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。

第5条 （略）

第6条 日本貿易保険は、第3条第1項、第4項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第3条第1項、第4項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第3条第1項第2号、第4項第1号、前条第1項第2号又は第3項第2号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第3条第1項第2号、第4項第1号、前条第1項第2号又は第3項第2号に規定する金額とみなして第3条第1項、第4項及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。

第1号 ～ 第6号 （略）

第7条 ～ 第9条 （略）

<p>(保険期間)</p> <p>第10条 日本貿易保険の保険期間の開始日は、海外投資保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00038。以下「運用規程」という。）に定める日とする。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項の期間が始まる前に生じた事由による損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(財務諸表等の保管義務等)</p> <p>第12条 被保険者は、被保険投資の相手方の財務諸表等を取得し、被保険投資の相手方の事業年度ごとに整理保管しなければならない。</p> <p>2 被保険者は、前項の規定により保管してある文書について日本貿易保険が提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</p> <p>第13条 ～ 第41条 (略)</p> <p>附 則 この改正は、平成22年10月1日から実施する。</p>	<p>(保険期間)</p> <p>第10条 日本貿易保険の保険期間の開始日は、海外投資保険運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00038。以下「運用規程」という。）に定める日とする。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項の期間が始まる前に生じた事由による損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>3 <u>第2条第1項第6号の事由をてん補対象とする保険契約の場合にあつては、被保険投資の相手方が操業開始をしたことを確認の上、その旨を日本貿易保険に通知するものとし、第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険は、被保険投資の相手方の操業開始の日から2年を経過した日の属するこの証券記載の保険年度の開始の日以前に発生した当該事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>(財務諸表等の保管義務等)</p> <p>第12条 被保険者は、被保険投資の相手方の財務諸表等を取得し、被保険投資の相手方の事業年度ごとに整理保管しなければならない。<u>ただし、第2条第1項第6号の事由をてん補対象とする保険契約の場合にあつては、被保険者は、当該財務諸表等を、被保険投資の相手方の事業年度ごとに、当該事業年度の決算が確定した日から1月以内に日本貿易保険に提出しなければならない。</u></p> <p>2 被保険者は、前項の規定により保管してある文書について日本貿易保険が提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</p> <p>第13条 ～ 第41条 (略)</p>	
---	--	--